

人事給与システム画面

特別認定更新

- 1 被扶養者特別認定申請書(更新申立書)は、下記画面①②③の「扶養親族共済特別認定」から作成してください。

- 画面 ①<職員本人による入力(発生源入力)>
 ②<代理入力(県立学校)>
 ③<代理入力(市町村立学校)>

- 2 仕送り状況確認書は、「扶養親族共済特別認定」作成時に、同時に出力されます。

被扶養者の取消

- 取消にかかる被扶養者申告書は、下記画面①②③の「被扶養者申告(共済)」から作成してください。

被扶養者申告書は、取消をする場合のみ提出してください。
 特別認定の更新には、被扶養者申告書は、提出の必要はありません。

①<職員本人による入力(発生源入力)>

取消は、「被扶養者申告(共済)」から作成

更新は、「扶養親族共済特別認定」から作成

【前回ログイン日時】
平成19年05月18日
17時42分

ページが表示されました